

株主優待制度の拡充(変更)に関するよくあるご質問について

◆ 制度の開始・対象について

Q. 新しい株主優待制度はいつから始まっていますか？

- ① 2026 年 3 月末日を基準日とする株主優待制度より変更(拡充)となります。
- ② 2026 年 3 月 31 日現在の当社株主名簿に記載または記録された、300 株以上保有の株主様を対象に 2026 年 6 月発送分(電子付与・送付を含む)より適用されております。

Q. 100 株保有でも優待は受けられますか？

新しい制度では、2025 年 10 月に行われた株式分割(分割比率 1:3)を機に、優待特典の対象となる最低保有株数を「300 株以上」とさせて頂いております。

当社株式は 100 株から保有いただけますので、成長を共に見守っていただき、さらに、300 株、1000 株と中長期で保有いただくことで、充実した優待特典を最大限にご活用頂きたいと思っております。

ぜひこの機会に、末永いご支援をお願い申し上げます。

◆ 保有期間と株式分割の扱いについて

Q. 自身の保有株数及び保有年数を確認したい。

- ① 証券会社へお問い合わせをお願いいたします。

Q. 「2 年以上」「5 年以上」といった継続保有期間は、どのように判定されますか？

- ① 基準日(毎年 3 月末日および 9 月末日)において、「同一株主番号」にて過去に遡り、当社株主名簿に所定の株数の保有記録が継続して記載または記録されている回数で判定します。
 - ・ 2 年以上: 同一の株主番号が株主名簿に 5 回以上継続して記載されている方となります。
 - ・ 5 年以上: 同一の株主番号が株主名簿に 11 回以上継続して記載されている方となります。

Q. 2022 年と 2025 年の株式分割は、過去の保有株数の計算にどう影響しますか？

株式分割前の保有株式数については、分割比率を乗じて現在の価値に換算(調整)して判定いたします。具体的には、基準日時点での保有株式数に対し、以下の比率を乗じて計算します。

- ・ 2022 年 9 月 30 日以前の株数 : 6 倍(2 分割×3 分割)
- ・ 2022 年 10 月 1 日～2025 年 10 月 10 日の株数 : 3 倍(3 分割のみ反映)
- ・ 2025 年 10 月 11 日以降の株数 : 1 倍(調整なし)

例えば、2021 年から 100 株を継続保有していた場合、当時の 100 株は「100 株×6 倍=600 株」として計算されます。そのため、新制度における「300 株以上」の継続保有条件をクリアしているものとして判定されます。

Q. 継続保有年数が長くなると、それまでの期間の優待(2 年未満のものなど)はもらえなくなりますか？

いいえ、継続保有による優待は、所定の継続期間内の「すべての優待内容」を合算して受けることができます。例えば、5 年以上保有の条件を満たす場合、「2 年未満」「2 年以上 5 年未満」「5 年以上」それぞれの優待特典をすべて受け取ることができます。

Q. 長期保有中に株を買い増して保有区分(ランク)が上がった場合、優待内容はどうなりますか？

基本となる「2 年未満」の優待内容は、直近の基準日の株数で付与されますが、「2 年以上」の長期保有優待については、過去の遡及基準日から継続して条件を満たしている株数で判定されます。

詳細は、『[【株主優待制度 FAQ】保有株数の増減や株式分割があった場合の優待判定について](#)』をご参照ください。

◆ 各優待品の詳細・受け取りについて

Q. 来店ポイント及び店頭サービス券は廃止となるのか。

2026 年 3 月末を基準日とする株主優待制度から、より株主の皆様にとって利用しやすい制度とするため、廃止させていただきます。

Q. 株主優待割引券はどのように受け取りますか？

- ① 株主優待割引券は電子優待として、株主名簿に記載された株主様ご本人のノジマモバイル会員アカウントへ付与いたします。
- ② お受け取りには、ノジマモバイル会員への事前登録と、当社よりご案内する方法によるお手続き(株主番号等のご入力)が必要です。
- ③ 株主様ご本人以外のお名前でご登録されたアカウントへの紐づけおよび付与は、いたしかねますので、必ず株主様ご本人のアカウントにてお手続きください。

Q. ノジマポイントを受け取るために必要な手続きはありますか？

- ① はい、ノジマモバイル会員への事前登録が必ず必要です。
ご登録が無い場合には、ポイントの付与が行えませんので事前にご登録をお願いいたします。
- ② ノジマポイントは、株主名簿に記載された株主様ご本人のノジマモバイル会員アカウントへ付与いたします。株主様ご本人以外のお名前でご登録されたアカウントへの紐づけおよびポイントの付与はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。
- ③ その他、ノジマポイントなどに関する詳細は、[こちら](#)をご確認ください。

Q. カタログギフトはどのような内容ですか？

- ① 日本各地の逸品をご選択いただき、お届けする内容を予定しております。
- ② カタログギフトは、株主様ご本人から所定の期限内にお申込みをいただくことによりお届けするものです。期限内にお申込みがない場合、当該基準日にかかるカタログギフトは失効となります。

Q. 「年 1 回」付与される優待(カタログギフトやオリジナル商品など)は、いつの基準日で判定されますか？

年 1 回の優待付与については、優待品ごとに以下の基準日で判定されます。

カタログギフト	： 3 月末日の基準日
ノジマポイント(一部の年 1 回付与分)	： 9 月末日の基準日
オリジナル商品	： 9 月末日の基準日

◆ 相続・株主様がお亡くなりになった場合について

※ 本項は、従来からの当社の取扱いを明確にしたものです。

Q. 株主が亡くなりました。株式および株主優待について、どこに問い合わせればよいですか？

- ① 株式の相続手続きにつきましては、被相続人様が株式をお預けになっていた証券会社へお問い合わせください。証券会社の口座ではなく特別口座に記録されている場合は、当社株主名簿管理人(【株主名簿管理人名】)へお問い合わせください。

当社(発行会社)では相続手続きのお取扱いはいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

- ② 相続手続きの完了により、相続人様のお名前で株主名簿に記載され、新たな株主番号が付与されます。

Q. 亡くなった株主の株主優待割引券を、相続人が受け取ることはできますか？

- ① 株主優待割引券は電子優待として、株主名簿に記載された株主様ご本人のノジマモバイル会員アカウントへ付与するものです。株主様ご本人以外のお名前でご登録されたアカウントへの紐づけおよび付与は、いたしかねます。したがって、株主様がお亡くなりになった場合、当該基準日にかかる株主優待割引券を相続人様へ付与することはできません。あらかじめご了承ください。
- ② すでに株主様ご本人のアカウントへ付与済みの株主優待割引券につきましても、他のアカウントへの移管および再発行はいたしかねます。また、有効期限を過ぎたものは理由を問わずご利用いただけません。
- ③ 相続手続きの完了後、基準日において相続人様のお名前で株主名簿に記載された場合は、相続人様ご本人のノジマモバイル会員アカウントへ付与いたします。

Q. 亡くなった株主あてに届いたオリジナル商品などの送付品は、どうなりますか？

基準日時点で株主名簿に記載された株主様のご住所宛にお送りした送付品につきましては、返還をお求めすることはございません。ただし、送付先の変更、再発送、および相続人様へ改めて交付することはいたしかねます。

Q. 亡くなった株主のカタログギフトはどうなりますか？

- ① カタログギフトは、株主様ご本人から所定の期限内にお申込みをいただくことによりお届けするものです。
- ② 期限内にお申込みがない場合、当該基準日にかかるカタログギフトは失効となり、相続人様へ改めて交付することはいたしかねます。

Q. 亡くなった株主のノジマポイントを、相続人の名義で受け取ることはできますか？

- ① ノジマポイントは、株主名簿に記載された株主様ご本人のノジマモバイル会員アカウントへ付与するものです。株主様ご本人以外のお名前でご登録されたアカウントへの紐づけおよびポイントの付与は、いたしかねます。したがって、株主様がお亡くなりになった場合、当該基準日にかかるノジマポイントを相続人様へ付与することはできません。あらかじめご了承ください。
- ② 相続手続きの完了後、基準日において相続人様のお名前で株主名簿に記載された場合は、相続人様ご本人のノジマモバイル会員アカウントへ付与いたします。

Q. 株式を相続した場合、被相続人の保有期間は引き継がれますか？

- ① 保有期間は「基準日において、同一の株主番号で株主名簿に連続して記載された期間」と定義しております。相続の際には相続人様に新たな株主番号が付与されるため、被相続人様の保有期間は引き継がれません。
- ② 相続後に初めて株主名簿に記載され、新たな株主番号が付与された基準日を起算点として、相続人様ご自身の保有期間を計算いたします。
- ③ 株主番号は証券保管振替機構からの総株主通知に基づき決定されるため、過去の株主番号に遡って変更することはできません。

Q. 相続人は、いつから株主優待を受けられますか？

- ① 相続手続きが完了し、基準日(毎年 3 月末日および 9 月末日)において相続人様のお名前で株主名簿に記載されている場合、当該基準日から相続人様ご自身の権利として株主優待の対象となります(換算後 300 株以上をご保有の場合)。
- ② 相続手続きが基準日までに完了しなかった場合、当該基準日の株主名簿には被相続人様のお名前が記載されるため、相続人様は当該基準日にかかる株主優待の対象とはなりません。
- ③ 相続人様が株主名簿に記載される前の期間は、長期保有の判定における「換算後 300 株未満」には該当いたしません。相続後に初めて記載された基準日から換算後 300 株以上を継続してご保有いただくことで、5 基準日連続で「2 年以上」、11 基準日連続で「5 年以上」の長期保有特典の対象となります。

Q. 相続人が複数おり、株式を分割して相続する場合はどうなりますか？

- ① 相続人様ごとに新たな株主番号が付与され、それぞれの保有株数および保有期間に基づいて判定いたします。
- ② 分割の結果、基準日における保有株数が換算後 300 株未満となった場合は、株主優待の対象外となります。

Q. 贈与や譲渡による名義変更の場合も、保有期間は引き継がれませんか？

はい。相続以外の名義変更(贈与、譲渡等)の場合も、新たな株主番号が付与されるため、従前の保有期間は引き継がれません。また、保有株式をすべて売却された後に改めて取得された場合も、新たな株主番号が付与されるため、保有期間は改めて起算されます。